

<創業・成長産業推進金融対策事業費補助>

(事業概要)

県経済の活性化が期待される創業や成長産業分野等、県内中小企業の前向きな取組の加速化に向け、県特別保証融資制度『「青森新時代」への架け橋資金』のうち、同分野に係る取組に対して、信用保証料の一部を県が補助することにより、県内中小企業による前向きな取組を支援する。

事業内容

「青森新時代」への架け橋資金のうち、以下の取組について、**信用保証料の30%又は40%を補助**し、事業者負担を軽減する。

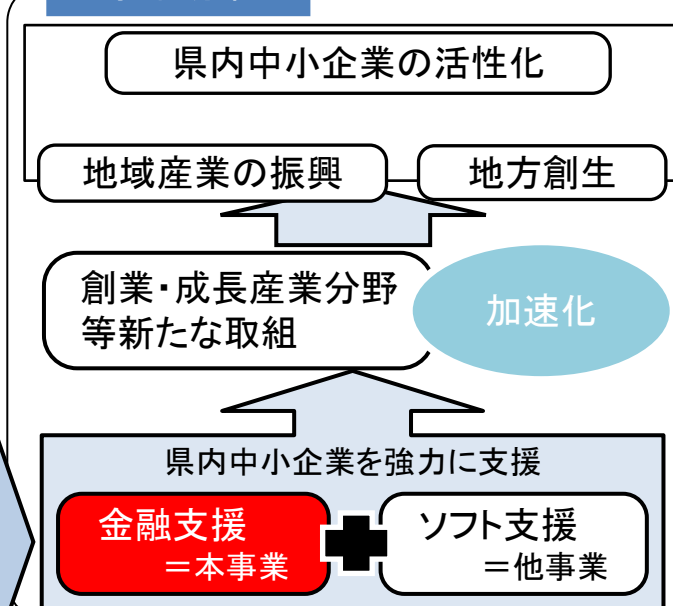
補助対象

- ①スタートアップ創出枠(信用保証料0.2%上乗せ分は補助対象外) ②創業枠
 - ③法令認定・補助採択事業 ④新商品開発等・新分野進出
 - ⑤DXを推進する取組・生産性向上を図る事業 ⑥GXを推進する取組
 - ⑦SDGsの達成に資する取組の一部
 - ⑧賃金引上げに資する取組
 - ⑨物流の2024年問題の解決への取組
 - ⑩県の推進する戦略等に基づく重点推進分野
 - ⑪事業承継特別保証利用かつ中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センター確認
 - ⑫経営承継借換関連保証を利用したもの ⑬金融機関提案枠
- ※いずれも太陽光発電設備の導入に係る事業を除く
 ※事業者選択型経営者保証非提供制度による保証料の0.25%又は0.45%上乗せ分は補助対象外

条件

補助対象 融資限度額	5千万円
融資期間	運転10年以内(うち据置期間2年以内) 設備15年以内(うち据置期間3年以内) ①、⑪、⑫は10年以内(うち据置期間1年以内)
融資利率	「青森新時代」への架け橋資金の所定利率(年1.1%ほか)
信用保証料	所定の保証料率(0.45~1.90%)に対する30%を県が補助 (特例)金融機関提案枠(1千万円超の設備資金)については、 青森県信用保証協会が保証料率を10%割引し、県は割引前の保証料率の40%相当額を補助(事業者負担は50%)

事業効果



イメージ図

